



2020年10月19日

各 位

会 社 名 株式会社東京ドーム
代表者名 代表取締役社長 長岡 勤
(コード：9681 東証第1部)
問合せ先 広報 I R 室長 佐治 英郎
(TEL. 03-3811-2111)

株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ

本日、当社は、当社株主より、会社法第297条第1項の規定に基づく臨時株主総会招集の請求（以下「本請求」といいます。）に関する書面（2020年10月16日付「臨時株主総会招集請求書」。以下「本書面」といいます。）を受領いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本請求をした株主

Oasis Investments II Master Fund Ltd.（以下「請求者」といいます。）

※総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6ヶ月前から引き続き有する株主であります。

2. 本請求の内容

(1) 株主総会の目的である事項

取締役3名解任の件

(2) 議案の要領

取締役3名を解任する。

解任対象取締役 長岡 勤

同 森 信博

同 秋山 智史

(3) 株主総会の招集の理由及び株主提案の理由（要旨）

請求者及び請求者の運用会社であるOasis Management Company Ltd.（以下「オアシス」といいます。）は、当社が東京ドームの好立地を十分に生かしていないとして、当社の業務改善計画を詳述した「より良い東京ドームへ」を公表し、①東京ドームの運営の劇的な改善、②東京ドームホテルの運営改善または外部マネージャーの導入、③顧客体験を向上させるための、東京ドームシティアトラクションズの提携先の模索、④ノンコア資産の整理、⑤企業統治の改善という重要な業務改善項目について具体的なかつ詳細な改善策を提案しておりますが、これらの業務改善策を実現するための当社代表取締役社長をはじめとする経営陣らとの建設的な対話が繰り返し拒絶されたこと、オアシスが当該「より良い東京ドームへ」の中で指摘した問題と課題に対応する具体的な工程と計画を当社が策定していないこと、当社が2020年7月20日付けで公表した「東京ドームでの新たな取り組みについて」における改善策も抜本的な業務改善策というにはほど遠く、オアシスが「より良い東京ドームへ」で提案したような、電子看板システムについての言及があるものの、3年越しの計画となっておりスピード感が欠けていること、コロナ禍の中で営業規模を縮小せざるを得ない状況を寧ろ好機として抜本的な業務改善策を実行し、コロナ後の将来の収益機会を拡大すべきという問題意識を経営陣が持っていないこと、オアシスは当社に対して十分な時間の余裕をもって提案に対する具体的な

回答を待ち続けていたが、経営陣から何ら意味のある回答がなされていないことなど、これらの経緯に鑑み、当社の問題は、非効率な経営を続け抜本的な業務改善策をタイムリーに実施できない経営陣と、そのような経営陣を監督すべき義務を果たしていない社外取締役を含む取締役会に起因するとし、現在の経営陣と取締役会に引き続き会社の経営を託することは、当社が本来有する企業価値を著しく毀損する結果を招くことになるため、速やかに当社の臨時株主総会の招集を請求し、そのような問題を抱えた前記(2)の取締役3名の解任を提案することです。

解任対象取締役の3名のうち、長岡勤氏については、長期に亘り当社の保有資産を有効活用できないまま潜在的な企業価値を引き出せなかったことや、オアシスからの業務改革の提案に対して対話を回避してきたことへの責任があることから取締役として不適任であり、森信博氏については、長期に亘る在任期間や当社と出身母体の関係性から独立社外取締役としての適格性に疑問があり、秋山智史氏については、長期に亘る在任期間から交代が必要な時期にある、とのこと。

3. 本請求への当社の対応方針

当社は、請求者及びオアシスとの建設的な対話を拒んできたという認識はなく、これまでも請求者及びオアシスの要請に応じて、対話に真摯に臨んで参りました。しかしながら、請求者及びオアシスと最後に面談を行った本年6月以降、請求者及びオアシスから当社に対して面談の要請はありませんでした。直近では、当社は、本年10月7日付けでオアシスから受領したレターに関して、同月9日に返信をし、同月14日には直接対話を行うための具体的な候補日をお伝えして、対話の日程調整を行っている最中でありました。そのような中で突然一方的な提案を受け、大変に困惑しております。

本請求に対する当社の考え方及び対応方針につきましては、本請求の内容を慎重に検討の上、決定次第、速やかに開示いたします。

以 上